



平成26年5月1日発行 第118号

○お知らせ

- 「介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について」
- 「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業の補助金制度説明会を開催します」
- 「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています」
- 「介護人材確保対策事業の新たな取組を開始します！
- 介護施設等における「職場体験事業」の受入事業者の募集を開始」

○報酬算定・運営基準

- 「東京都居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例等の施行について」

お知らせ

○ **介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について**

介護保険事業所(医療系)が、適正なサービスを提供するために必要な制度の周知やその理解の促進及び報酬請求に係る過誤や不正を防止するため、下記のとおり講習会を実施いたします。

対象の事業所には、別途案内をお送りします。

開催日時(平成26年)		開催場所	対象
5月19日(月)	13時15分～	都庁第一本庁舎 5階大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	訪問看護ステーション ※午前に医療保険についての集団指導実施
5月20日(火)			
5月26日(月)			
5月27日(火)	10時30分～	都議会議事堂 1階南側 都民ホール (新宿区西新宿2-8-1)	訪問リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設が行うものを除く)
	14時00分～		通所リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設が行うものを除く)
5月28日(水)	13時15分～	都庁第一本庁舎 5階大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	介護療養型医療施設

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第三課介護機関指導係 TEL03-5320-4284

## ○ 認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業の補助制度説明会を開催します

東京都では、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らしやすいよう、平成10年度から「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業」を実施しています。

また、地価の高い都市部におけるひとり暮らし低所得高齢者対策として、平成22年度から「都市型軽費老人ホーム整備事業」も行っています。

グループホーム及び都市型軽費老人ホームの設置促進を図るため、整備費補助制度等について、説明会を開催いたします。グループホーム運営事業者の方、福祉施設運営事業者の方のほか、両事業に関心のある方など、是非御参加ください。

- 日時 平成26年5月28日(水曜日)午前9時30分から正午まで
- 会場 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場(新宿区西新宿二丁目8番1号)
- 内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム制度及び補助金の内容について
- 対象 グループホーム運営事業者、福祉施設運営事業者、土地・建物所有者(オーナー)などで事業に関心がある方
- 定員 500名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。
- 申込期限 平成26年5月15日(木曜日)

【問い合わせ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備係  
TEL:03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)>「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業の補助制度説明会」の開催について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/setsume140528.html>)

## ○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。

かいてき便り(第116号平成26年3月1日発行)でお知らせしたとおり、居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更しています。なお、様式に変更はありません。今後、変更届を提出する場合は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

## ○ 介護人材確保対策事業の新たな取組を開始します！

### 介護施設等における「職場体験事業」の受入事業者の募集を開始

都では、介護人材確保対策事業(職場体験事業、介護職員初任者研修資格取得支援事業、トライアル雇用事業)を平成26年度から新たに実施します。

第1弾として「職場体験事業」に御協力いただける介護事業者を募集しています。

#### 【事業内容】

学生等の介護業務未経験者を介護施設等に受け入れ、職場体験による支援を行います。

受け入れた人数に応じて事業者あてに受け入れ費用が支払われますので、事業者の御負担はありません(体験者は無給です。)

#### 【募集規模】

体験者1, 600名程度(体験者1名につき、年3日まで体験可能。)

#### 【募集期間】

平成26年4月23日(水)から5月13日(火)まで ※必着

#### 【応募申し込み先・お問い合わせ】

介護人材確保対策事業は都からの委託を受けた東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターで実施しております。お申し込み、お問い合わせは東京都福祉人材センターへお願いします。

#### 東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センター

ホームページ <http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/> TEL03-5211-7923

#### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>介護人材確保対策事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>)

介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

#### 【その他】

○介護職員初任者研修資格取得支援事業(注1)に協力していただける研修事業者も併せて募集しています。(募集期間同上)

(注1) 介護職員初任者研修資格取得支援事業とは、職場体験事業を利用した方を対象に無料で受講できる介護職員初任者研修を開講し、資格取得を支援する事業です。

○「トライアル雇用事業」に御協力いただける介護事業者の募集については、5月下旬を予定しています。

## ○ 東京都居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例等の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（第3次一括法）の施行による介護保険法の改正に伴い、「東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則」を制定し、平成26年4月1日から施行になりました。

本条例及び規則については、下記ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報 > 居宅サービス事業所等の人員・設備・運営等に関する基準（東京都条例、厚労省通知等）> 地域主権一括法（第3次一括法）に関する東京都基準条例の制定について（居宅介護支援関係）（[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/koro/shienjyourei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/shienjyourei.html)）

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。（介護保険法第115条の32）。**業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっております。**法令遵守責任者を定め必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては速やかにご提出いただくようお願いいたします。

### ◎ 届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

### ◎ 届出先

事業所の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 > 業務管理体制に係る届出（[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html)）